地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律要綱

地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正するものとする。

第一　地方税法に関する事項

一　道府県民税及び市町村民税

1　公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすること。（第四十五条の二、第三百十七条の二関係）

2　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告

書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこととすること。（第三百十七条の六関係）

3　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条関係）

4　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長すること。（附則第四条の二関係）

二　事業税

新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から、当該資本金等の額の六分の五に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

三　不動産取得税

1　新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産を取得した場合等について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）

2　生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を十年以上（貸付け時において六十五歳未満である場合には、二十年以上）受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとすること。（附則第十二条関係）

3　特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二十年十二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産について、不動産取得税を非課税とする特例措置を講ずること。（附則第四十一条関係）

4　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる家屋を居住困難区域（平成二十三年三月十一日に発生

した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域（近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。以下「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下同じ。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月（新築家屋にあっては一年）を経過する日までの間とすること。（附則第五十一条関係）

5　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすること。（附

則第五十一条関係）

6　警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすること。（附則第五十一条関係）

7　東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地を平成二十九年三月三十一日までの間に取得した場合について、課税標準の特例措置を講ずること。（附則第五十一条の二関係）

8　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

㈠　新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）

を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

㈡　新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

㈢　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

㈣　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

㈤　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の二関係）

㈥　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十七年

三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の五関係）

9　次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

㈠　都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

㈡　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

㈢　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（附則第十一条の四関係）

四　自動車取得税

1　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

2　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

㈠　電気自動車

㈡　天然ガス自動車のうち、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

㈢　プラグインハイブリッド自動車

㈣　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十（平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十）を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(五) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一)　次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十（平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八）を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

ア　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値）以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(二)　次に掲げる軽油自動車

ア　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及

び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ウ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

5　電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車（5において「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第十二条の二の三関係）

6　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（6において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の五関係）

(一)　次に掲げる自動車について、取得価額から四十五万円を控除すること。

ア　電気自動車

イ　2(二)の天然ガス自動車

ウ　プラグインハイブリッド自動車

エ　２㈣のガソリン自動車

オ　２㈤アの軽油自動車

カ　２㈤ウの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

㈡　次に掲げる自動車について、取得価額から三十万円を控除すること。

ア　３㈠のガソリン自動車

イ　３㈡ウ又はエの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

㈢　次に掲げる自動車について、取得価額から十五万円を控除すること。

ア　４㈠のガソリン自動車

イ　４㈡ウ又はエの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

7　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から千万円を控除する特例

措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

8　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から六百五十万円（乗車定員が三十人未満のものは、二百万円）を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

9　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から百万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

10　次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日㈠のトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び㈡のトラックは、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

(一)　車両総重量が八トンを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの

(二)　車両総重量が十三トンを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの

警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、次のとおり改めること。（附則第五十二条関係）

(一)　次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の避難指示区域であって平成二十四年一月一日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行

われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずること。

ア　自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

イ　自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

ウ　自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

(二)　自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動

車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずること。

五　軽油引取税

次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の七関係）

㈠　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

㈡　海上保安庁その他一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り

㈢　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類す

る一定のものの動力源に供する軽油の引取り

㈣　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

㈤　陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

六　自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずること。（附則第十二条の三関係）

1　環境負荷の小さい自動車

平成二十四年度及び平成二十五年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(一)　電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十（平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八）を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値）以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

2　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる年度以後に税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講ずること。

㈠　ガソリン自動車又はＬＰＧ自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

㈡　軽油自動車その他の㈠に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

3　警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改めること。（附則第五十四条関係）

㈠　平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成二十六年三月三十一日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得し

た場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。

(二) 対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が四の11(二)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずること。

(三) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずること。

七 固定資産税及び都市計画税

1 平成二十四年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が

、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の三、第二十七条の五、第二十八条関係）

㈡ ㈠にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条関係）

(三)　(一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。（附則第十八条、第二十五条関係）

(四)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。（附則第十九条、第二十六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(五)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市

街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十九条の四、第二十七条の二関係）

㈥　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。（附則第二十一条、第二十七条の四、第二十七条の五関係）

㈦　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、㈥又は㈦の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に百分の百十以

上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること。（附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、第二十七条の五関係）

２　平成二十五年度分又は平成二十六年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第十七条の二、第十九条の二、第二十二条関係）

３　１による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととすること。（附則第二十七条の五関係）

４　住宅用地又は市街化区域農地に係る平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市

計画税に限り、次の措置を講ずること。（改正法附則第九条関係）

㈠　住宅用地に係る当該年度分の税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とし、当該宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に十分の九を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

㈡　㈠にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が〇・九以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

㈢　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、市街化区域農地調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とし、当該市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に十分の九を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

㈣　㈢にかかわらず、三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち負担水準が〇・九以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

6　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換するものに限る。）のうち同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

7　関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のう

ち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産とすること。（第三百四十九条の三関係）

8　特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）（現行三分の二）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

9　国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の十八分の一（現行十五分の一）とした上、その適用期限を平成二十六年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

10　特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二十年十二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。（附則第四十一条関係）

11　原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、次のとおり見直しを行うこと。（附則第五十五条

の二関係）

㈠　課税免除措置について、その対象資産を住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、その適用期限を当分の間（現行平成二十三年度及び平成二十四年度のみ）とすること。

㈡　減額措置について、その減額対象期間を課税免除措置の対象外となってから原則三年度分（現行単年度分）とした上、その適用期限を当分の間（現行平成二十四年度のみ）とすること。

警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とす

ること。（附則第五十六条関係）

13　警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月（新築家屋にあっては一年）を経過する日までの間とすること。（附則第五十六条関係）

14　警戒区域設定指示区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間とすること。（附則第五十六条関係）

15　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

㈠　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成二十五年度ま

で（現行平成二十三年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとすること。（附則第十五条関係）

㈡　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十六年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

㈢　日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

㈣　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

㈤　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産

の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十八年度まで延長すること。（附則第十五条の二関係）

(八) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十八年度まで延長すること。（附則第十五条の三関係）

(九) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

(十) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の七関係）

16 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の六分の一（現行十分の一）とすること。（第三百四十九条の三関係）

(二) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十一日（エについては、平成二十七年三月三十一日）まで延長すること。（附則第十五条関係）

ア 対象から土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌の汚染を除去するための償却資産を除外すること。

イ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の二分の一（現行三分の一）とすること。

ウ　対象資産に土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を追加した上、課税標準をその価格の二分の一とすること。

エ　下水道除害施設については課税標準をその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額（現行四分の三）とすること。

㈢　成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の五分の四（現行四分の三）とした上、その適用期限を平成二十五年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

㈣　三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第一種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割合を新築後三年度間は三分の二減額、その後二年度間は二分の一減額（現行新築後五年度間は三分の二減額）とした上、その対象住宅の新築期限を平成二十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

㈠　廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

㈡　畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

㈢　一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

㈣　政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

㈤　旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条の三関係）

八　軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等として取得された軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、次のとおり改めること。（附則第五十七条関係）

1　平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成二十五年四月一日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずること。

2　対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成二十四年度及び平成二十五年

度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずること。

3　対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずること。

九　事業所税

1　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずること。

（附則第三十三条関係）

2　沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、同法の改正に伴う規定の整備を行った上、その適用期限を五

年延長すること。（附則第三十三条関係）

3　沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずること。（附則第三十三条関係）

4　沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設のうち平成二十九年三月三十一日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から五年間二分の一控除する措置を講ずること。（附則第三十三条関係）

十　その他

1　総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域は、三の4から6まで及び七の12から14までの特例措置の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなして、特例措置を適用する。（改正法附則第十五条関係）

２　総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域は、四の11、六の３及び八の特例措置の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であったものとみなして、特例措置を適用する。（改正法附則第十五条関係）

第二　国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

１　平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。（附則第十五項関係）

２　国から新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、平成二十五年度において固定資産税を課されるものについては、平成二十五年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずること。（附則第十七項関係）

第三　その他

１　その他所要の規定の整備を行うこと。

２　前記第一の三の1、第一の七の7及び第二の2の改正は平成二十四年七月一日から、第一の一の1及

び２の改正は平成二十六年一月一日から、第一の七の６の改正は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は平成二十四年四月一日から施行すること。